令和　年　月　日	提出	課長		課長補佐		係長		係長		審査者		設計者		合議	

業　務　設　計　書

閲覧用

業　務　名　令和8年度　市道和田東町井手畑線外融雪装置管理業務

業 務 場 所　倉吉市小田外

委　託　金　　￥　　円

うち取引に係る消費税
及び地方消費税の額　￥　　円

業　務　の　概　要			
取水施設点検	ポンプ及び電気設備点検・調整 ポンプ室内及び水槽清掃	2 箇所 1 箇所	
散水施設点検	消雪パイプ点検・調整	1,780 m	
取水準備工	取水施設・取水路の土砂撤去 取水槽の土砂撤去	1 箇所 1 箇所	

倉　吉　市

仕　様　書

鳥取県県土整備部制定による鳥取県土木工事共通仕様書によるものとする。

特　記　仕　様　書

１．　業務の位置及び概要

（１）業務名　令和８年度　市道和田東町井手畑線外融雪装置管理業務

（２）位　置　倉吉市小田外

（３）概　要

取水施設点検	ポンプ及び電気設備点検・調整	２箇所	
	ポンプ室内及び水槽清掃	１箇所	
散水施設点検	消雪パイプ点検・調整	1,780m	
取水準備工	取水施設・取水路の土砂撤去	１箇所	
	取水槽の土砂撤去	１箇所	

２．　業務の完成期限

（１）期限　　令和９年３月 31 日

３．　特記事項

（１）内容　　融雪装置の管理業務

・降雪時の施設操作､状況確認及び作業

・降雪時までの施設点検等

（別紙-１の要領により一通り点検を実施すること）

・月１回の路面清掃

（２）交通対策・安全対策

一般交通等に支障を及ぼさないよう､また安全に作業できるよう十分配慮すること。

（３）施工計画書（業務施工前）

（小規模工事の維持修繕系施工計画書マニュアルによる）

①表紙　②業務概要　③現場組織表　④緊急時の体制　⑤安全･交通管理　⑥環境対策

（４）段階確認

・各作業状況（必要に応じて）

４．　その他

その他については、鳥取県土木工事共通仕様書（鳥取県県土整備局）を準用する。

※ 降雪時とは、現に降雪及び道路凍結している時。（気象情報や天気予報等から、前もって降雪及び凍結の恐れがある時を含む。）

なお、降雪時日数が例年と比較し多い際には、別途協議をする。

別紙１

融　雪　装　置　の　点　検　要　領

１．　基　　本

降雪前に融雪装置、排水装置、路面などを十分な点検、施設の異常、破損を早期に発見し、降雪に備えなければならない。

また、稼働中にも異常を発見した場合、直ちに補修し施設の機能を確保する必要がある。

２．　施 設 の 点 検

点　検　事　項	点　　検　　内　　容
１．送水管、散水管、ノズルの点検	・配管の漏水箇所の点検、補修 ・管内の土砂の撤去 ・ノズルに詰まった異物の除去 ・ノズルの噴水高の調整 ・保護コンクリートの破損箇所の点検・補修
２．井戸ポンプの点検	・揚水測定－ポンプ点検（ゲージ圧の点検）
３．電気系統の点検	・配電盤の点検－各端子接続状況 ・ケーブル絶縁測定－絶縁の確認、電流、電圧の確認 ・センサー－作動状況の確認
４．路面排水施設の点検、維持管理	・路面上の異物の撤去

現　場　説　明　書

特　記　事　項　1
令和８年８月19日改正

工程	①（他工事等との調整）　　については、　　と関連するので、相互の連絡調整を密にすること。 ②（部分完成、着手保留）　　については、　　まで　　（すること、しないこと）。 ③（　施　工　時　間　）　本工事の施工時間帯は、昼間施工（８：00～17：00）を見込んでいる。 　　の施工時間は、　：　～　：　とする。 ④（余裕期間設定工事）　本工事は、倉吉市余裕期間設定工事に係る実施要領（令和４年６月30日付倉管理第547号建設部長通知）の対象工事であり、工事開始日、前払金の請求、技術者の配置及びその他の取扱いについては、同要領の規定による。 　工期については、指名通知のとおりとする。 ⑤（鋼材の調達の遅れによる工期の延長）　この工事の工期には、鋼材調達期間として、　ヶ月を見込んでいるが、受注者の責に帰することができない事由により鋼材の調達が遅れ、工期内に工事を完成することができない場合は、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。 ⑥（週休２日工事）　本工事は、倉吉市週休２日工事実施要領（令和５年３月31日付倉管理第2375号建設部長通知）の対象工事である。本工事調達公告日時点で最新の同要領の規定に従い週休２日工事を実施すること。
用地関係	①（用地、物件等未処理）　本工事区間の　　には　　があるので、監督員と打合せのうえ施工を行うこと。 　なお、　　頃　　の予定である。
支障物件	①（埋設物等の事前調査）　工事に係る地下埋設物等の事前調査については、〔未調査・（水道・下水道・電気・通信・ガス・その他　　）について調査済み〕である。 　事前調査済みのうち本工事区域内で埋設が確認されている地下埋設物等は、（水道・下水道・電気・通信・ガス・その他　　）であるため、各管理者の立会を求めて埋設位置等の確認を行うこと。 　その他埋設が想定される未調査の埋設物については事前に確認を行うとともに、管理者不明の埋設物等が確認された場合は、監督員に報告すること。 ②（支障物件）　　の施工に当って、　　が支障となっているが、　　までに移設が完了する見込である。 　予定どおり処理できなかった場合は別途協議する。 ③（立木の置き場所）　工事用地内の立木は伐採し、　　に置くこと。
公害対策	①（低騒音型・低振動型建設機械）　本工事のうち施工箇所：　　については、特に生活環境を保全する必要があるので、下記工種の施工に当たっては、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示。平成13年４月９日改正）に基づき指定された建設機械を使用するものとする。 　該当工種：　　、施工機械：
下請関係	①（市内業者と契約の原則）工事の一部を第三者に請け負わせる場合、又は工事に伴う交通誘導等の業務を第三者に委託する場合には、原則として市内に本店又は支店、営業所等を有する業者（以下「市内業者」という。）と契約すること。ただし、技術的に施工できる市内業者がない工事等を請け負わせ、又は委託する場合、あるいは市内業者で施工できても工程的に間に合わない等、特段の理由がある場合は、監督員に事前協議して市外業者と契約することができる。
安全対策	①（交通安全施設等）　一般交通等に支障を及ぼさないよう十分注意して施工すること。なお、交通整理の配置人員及び必要日数として、以下のとおり見込んでいるが、警察等との協議により変更が生じた場合は別途協議すること。 　交通誘導員Ａ　　人　交替要員　　人　１日あたり合計　　人　配置日数　　日 　工事全体合計　　人・日 　交通誘導員Ｂ　１　人　交替要員　　人　１日あたり合計　１　人　配置日数　８　日 　工事全体合計　８　人・日 　警備業法に規定する警備員を配置する場合における交通誘導員Ａ、交通誘導員Ｂの定義は以下のとおりとする。 　交通誘導員Ａとは、警備業法第２条第４項に規定する警備員であり、警備員等の検定等に関する規則第１条第４号に規定する交通誘導警備業務に従事する者で、交通誘導警備業務に係る１級検定合格警備員又は２級検定合格警備員をいう。また、交通誘導員Ｂとは、警備業法第２条第３項に規定する警備業者の警備員で交通誘導員Ａ以外の交通の誘導に従事する者をいう。 　なお、自社の従業員で交通整理を行う場合は、警備業法第14条で規定する以外の者とし、安全教育、安全訓練等を十分に行うこと。この場合は、交通誘導員Ｂを配置しているものとみなす。
工事用道路	①（農地の一時転用について）　本工事を施工するために必要な仮設道路等を農地に設置する目的で、受注者が農地を借地する場合は、事前に所轄農業委員会と協議を行い、農地法第５条第１項に基づく農地一時転用の許可を得ること。 【令和５年４月１日時点で、前工事等の請負業者が一時転用している農地を継続して利用する場合は、以下も記載する。（該当がなければ記載を削除）】 　受注者は、前工事等請負業者が農地一時転用している農地を継続して利用する場合、速やかに変更報告書を作成の上、所轄農業委員会へ提出し、工事完了後はその旨を連絡すること。

現　場　説　明　書

特記事項２

	②（農地の賃貸借） ア　＿＿＿＿＿＿の用途に使用するため、＿＿＿市・町・村＿＿＿＿＿＿番地を賃貸借すること。 イ　土地賃貸借契約書に「倉吉市との建設工事請負契約に基づき、土地の貸借権は倉吉市が有することとし、原状復旧の責は倉吉市が負い、受注者がその任に当たるものとする。」を明記すること。 ウ　賃貸人に賃貸借料を支払うこと。 エ　工事完了後、速やかに農地の原状に復旧すること。 オ　イにより契約した地番における、農地一時転用許可は不要である。
	①仮設排水管については、現況断面における澪筋の位置により設置は見込んでいない。現場条件により必要となる場合は監督員と協議すること。
排水・濁水処理	①（濁水処理）　工事で発生する濁水に対しては、濁水処理を行うものとし、その工法については、設計図書によるものとする。なお、これにより難い場合は別途協議すること。また、舗装の切断作業時に発生する排水の処理については、水・大気環境課長通知（平成24年３月27日付第2011002014443号）（https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1141896/120327hosousetudan.pdf）に基づいて適正に処理すること。
建設副産物の処理	【建設発生土（処理）】 ①（他工事等流用）　建設発生土は、＿＿＿市・町・村＿＿＿＿地内の＿＿＿＿に運搬（片道運搬距離＿＿＿＿km）するものとする。 ②（建設技術センター）　建設発生土は＿＿＿市・町・村＿＿＿＿地内のセンター事業所に運搬（片道運搬距離＿＿＿km）とするものとする。なお、処理費として１㎥当たり＿＿＿＿円をセンターに支払うこと。 センター事業所へ搬出する土砂の土質は、各事業所が指定している土質性状同等以上とすること。（土質性状　（記載例）砂質土、コーン指数300kN/㎡以上） ③（民間残土受入地）　建設発生土は＿＿＿市・町・村＿＿＿＿地内の＿＿＿＿＿＿に運搬（片道運搬距離＿＿km）とするものとする。なお、処理費として１㎥当たり＿＿＿＿円を＿＿＿＿に支払うこと。 民間残土受入地へ搬出する土砂の土質は、各受入地が指定している土質性状同等以上とすること。（土質性状（記載例）砂質土、コーン指数300kN/㎡以上） ④（土質改良プラント）　建設発生土は＿＿＿市・町・村＿＿＿＿地内の＿＿＿＿＿＿に運搬（片道運搬距離＿＿km）とするものとする。なお、処理費として１㎥当たり＿＿＿＿円を＿＿＿＿に支払うこと。 土質改良プラントへ搬出する土砂の土質は、各プラントが指定している土質性状同等以上とすること。（土質性状（記載例）砂質土、コーン指数300kN/㎡以上） 【コンクリート塊・アスファルト塊・建設発生木材（処理）】 ⑤（分別解体等）　コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材は、現場内において分別解体するものとする。なお、その費用を下記のとおり見込んでいる。 コンクリート塊　１㎥当り＿＿＿＿円 アスファルト塊　１㎥当り＿＿＿＿円 建設発生木材　　１㎥当り＿＿＿＿円 ⑥（他工事等流用）　〔Co塊・＿＿＿＿＿＿〕は、＿＿＿市・町・村＿＿＿＿地内＿＿＿＿工事現場に運搬（片道運搬距離＿＿km）するものとする。 ⑦（再資源化施設へ搬出）　コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材等は、再生資源として、下記の再資源化施設への搬出を見込んでいる。これは、他の施設へ搬出を妨げるものではないが搬出先を変更する場合は理由を付して協議を行うこと。 再資源化施設業者と書面による委託契約を行うとともに、運搬車両ごとにマニフェストを発行するものとする。 なお、再資源化施設へ搬出が完了したときは、書面により報告すること。 （施設の名称・受入れ費用） コンクリート塊　倉吉市＿＿＿地内の＿＿＿＿（運搬距離＿＿km）、費用１ｔ当り＿＿＿＿円 アスファルト塊　倉吉市＿＿＿地内の＿＿＿＿（運搬距離＿＿km）、費用１ｔ当り＿＿＿＿円 建設発生木材　＿＿＿市・町・村＿＿地内の＿＿＿（運搬距離＿＿km）、費用１㎥当り＿＿＿＿円 その他（　　）＿＿＿市・町・村＿＿地内の＿＿＿（運搬距離＿＿km）、費用１ｔ当り＿＿＿＿円 （受入れ時間帯）　８時～17時（平日） （受入れ条件） ア　路盤材、土砂、金属片等が混入していないこと。 イ　コンクリート塊、アスファルト塊の径は、それぞれ＿＿＿mm以下＿＿＿mm以下であること。 ウ　建設発生木材に関しては、泥等の付着がなく、径＿＿＿cm以下、長さ＿＿＿m以下であること。 エ　２次公害発生の恐れのある物質（廃油等）を含まないこと。 ⑧（木材市場等への売却）　建設発生木材は＿＿＿市・町・村＿＿＿地内の＿＿＿＿への搬出（片道運搬距離＿＿km）を想定し＿＿＿＿円を見込んでいる。これは、他の木材市場等への売却を妨げるものではないが、売却先を変更する場合の理由を付して協議すること。

現　場　説　明　書

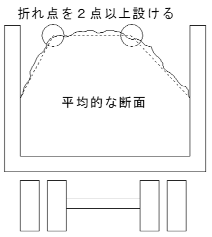
特記事項３

⑨（最終処理等）　　については、　　市・町・村　　地内の産業廃棄物処理場への搬出（片道運搬距離　　km）を想定し、その費用として１ｔ当り　　円を見込んでいる。これは、他の施設へ搬出を防げるものではないが、搬出先を変更する場合は協議を行うこと。

⑩（産業廃棄物の処理に係る税）　産業廃棄物の処理に係る税に相当する額を　　円見込んでいる。

⑪（伐木工の数量）　伐木工は伐木工歩掛（平成27年８月12日付第201500076595号鳥取県県土整備部技術企画課長通知）に基づき参考数量で算出しているので、実績については見積もり等により監督員に協議を行うこと。

⑫（建設発生木材の出来形数量）　建設発生木材の運搬量、搬出量は出来形数量に応じて設計変更を行う。そのため、次のとおり数量管理を行うこと。

工種	項目	規格	摘要
建設発生木材運搬量	現場において運搬車の計測を行うこと。 平均的な１断面を計測。 計測に当たっては、頂部に最低２箇所の折れ点を設けること。 断面積に荷台の延長を乗じて体積を算定する。	運搬車全数の測定を行うこと。 また、10台に１台の割合で写真管理を行うこと。ただし、搬出台数が10台に満たない場合は、２台以上写真管理を行うこと。 なお、マニフェストで運搬量（体積(空m3)）が確認出来る場合は、測定、写真管理は不要とする。	
建設発生木材搬出量	マニフェスト又は伝票管理を行うこと。	運搬車全数の管理を行うこと。	伝票は処分業者が発行したものでなければならない。

⑬（マニフェスト）　産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づきマニフェストを作成すること。ただし、一般廃棄物や有価物は不要である。

建設副産物の使用

①（建設発生土の使用）　　工事から［本工事運搬・相手方運搬］の建設発生土を受入れ、使用箇所：　　に使用する。

②（再生資材の使用）

ア　Co舗装材は、　　工事から運搬し、使用箇所：　　に使用する。

イ　アスファルト・コンクリート切削殻等は、　　工事から運搬し、使用箇所：　　に使用する。

ウ　再生クラッシャラン［規格：RC-40　　］は、使用箇所：裏込砕石に使用する。

エ　再生コンクリート砂［規格：RS-　　］は、使用箇所：　　に使用する。

オ　再生加熱アスファルト混合物［規格：　　］は、使用箇所：　　に使用する。

カ　その他再生資材［資材名：　　］［規格：　　］は、使用箇所：　　に使用する。

キ　本工事において、再生クラッシャランの使用は上記ウに記載のものを想定している。当該砕石については、受注者が再生資源化施設側と供給状況等について協議し、再生資源化施設側から書面により供給の確保ができない旨の回答があった場合には、他の再生砕石を使用することとし、設計変更の対象とする。その上で他の再生砕石の確保も難しいと判断された場合には、新材を使用することとし、設計変更の対象とする。

ク　本工事において、粒度調整砕石の使用は新材を想定している。ただし、受注者が再生材の使用を希望する場合には、受注者において供給状況を確認し、再生材の使用について協議することとし、設計変更の対象とする。

その他

①（境界杭・境界標）　本工事における道路上の全ての境界標は、必ず管理を行うこと。

②（中間検査）　本工事は、倉吉市建設工事検査規程第４条(２)の中間検査を〔行う・行わない〕。

③（工事成績評定）　本工事は、工事成績評定要領（以下「評定要領」という。）に基づく検査評定の対象と〔する・しない〕。検査評定の対象外とするのは以下の〔ア・イ・ウ・エ・オ・カ・キ・ク・ケ〕に該当するため。

ア　当初の請負代金の額が200万円以下、または工事の完成もしくは請負契約の解除があったときの請負代金の額が200万円以下の検査対象工事で、総務部長が専門的または技術的な検査が必要と認めたもの

イ　倉吉市が管理する道路（道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第２条第１項に規定する 道路に限る。）、河川および湖沼を維持、修繕または管理することを目的として発注したもの（年間維持、河川掘削、伐開、塵芥処理工事）

ウ　災害に伴う初期活動として発注したもの（緊急応急工事）

エ　機器の納品、設置もしくは取付、部品の取替等に係るもの（融雪施設点検補修、道路照明灯点検修理、標識灯設置工事等）

オ　構造物の築造を伴わないもの（建築物撤去、旧橋撤去、残土撤去・運搬工事等）

カ　修補の指摘をしたもの

キ　災害復旧事業として行うもの

ク　倉吉市が管理する建築物および工作物の維持、修繕または管理をすることを目的として発注した工事で、機能の向上をともなわないもの（機材の取替え工事、内外壁等の塗替え工事、床、壁等の貼替え工事等）

ケ　市長が検査評定を要しないと認めるもの

現　場　説　明　書

特記事項４

その他

~~④（技能士常駐）　本工事には、下記のとおり鳥取県土木工事共通仕様書特記事項に基づく技能士常駐対象工種が含まれており、該当工種の作業期間は、技能士が工事現場に常駐しなければならない。~~

~~ア　技能士種別：　　技能士、該当工種：　　工、特記事項根拠：　　頁~~

~~イ　技能士種別：　　技能士、該当工種：　　工、特記事項根拠：　　頁~~

~~ウ　技能士種別：　　技能士、該当工種：　　工、特記事項根拠：　　頁~~

⑤（電子納品）　情報共有システムを利用する工事は、原則として工事完成図書を電子納品すること。ただし、止むを得ない事情がある場合は、監督員と協議の上、紙書類によることができる。

情報共有システムを利用しない工事であっても、受注者が電子納品を希望する場合は、監督員と協議の上、電子納品対象工事とする。

電子納品に当たっては、https://www.pref.tottori.lg.jp/171188.htmに掲載された本工事調達公告日時点で最新の「鳥取県電子納品・情報共有運用ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に従い適正に納品すること。

オンライン電子納品を実施する場合は、https://www.pref.tottori.lg.jp/318010.htmに掲載された本工事調達公告日時点で最新のオンライン電子納品試行要領（令和6年6月12日付第202400071599号技術企画課長通知）に従うこと。

⑥（情報共有システム）　情報共有システム（以下「システム」という。）は、受注者がシステムの利用を希望し、監督員の承諾を得た工事を対象とする。

~~⑦（寒中コンクリート）　本工事は、寒中コンクリートとして施工を行わなければならない期間があるので、適正に実施すること。なお、寒中コンクリートの養生費用については、「寒中コンクリートの養生費用について」（平成23年12月７日付第20110012352９号県土整備部長通知）に基づいて処理することとし、設計変更の対象とする。~~

⑧（建設機械の賃料の採用単価）

ア　建設機械の賃料について、ラフテレーンクレーン、高所作業車及び橋梁点検車は、通常単価を採用し、その他の建設機械は長期割引単価を標準としている。

通常単価を採用した建設機械［無し・~~有り~~（　　）］

⑨（現場環境改善）　本工事は、現場環境改善（率計上分）実施対象工事と〔~~する~~・しない〕。~~下表の内容のうち原則として各費目（仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに１内容ずつの合計４つの実施内容を実施すること。~~

~~実施に当たっては、施工計画書に実施内容及び実施時期を記載し、実施後に監督員に写真等を提出すること。~~

~~地域の状況・工事内容により組み合わせ、費目数及び実施内容を変更する場合は、原則として設計変更は行わないが、その内容（目的に資するものであること）について監督員の確認を受けること。~~

~~１内容も実施困難な場合は、監督員と協議の上、設計変更により率計上は行わない。~~

~~また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、率分の計上ではなく、契約変更時に対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行う。施設・設備の種類や規模及び設置期間については、監督員と協議の上、決定する。~~

~~計上費目~~	~~実施内容~~
~~仮設備関係~~	~~１．昇降設備の充実，２．環境対策の充実 ３．ICT設備の充実，４．作業負荷の低減~~
~~営繕関係~~	~~１．現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ２．労働者宿舎の快適化 ３．現場休憩所の充実（交通誘導員待機室含む） ４．衛生設備・厚生施設の充実~~
~~安全関係~~	~~１．工事標識・照明等安全施設の充実 ２．盗難防止対策 ３．健康関連施設の充実 ４．野生生物・害虫対策~~
~~地域連携~~	~~１．広報活動等（完成予想図，工法説明，ＰＲ看板等） ２．見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む） ３．社会貢献・地域対策費等（地域行事等の経費含む） ４．現場景観向上（美装化・デザイン看板等~~

⑩（労働環境の改善に向けた取組）　工事・業務の実施にあたっては、受発注者双方の労働環境の改善を図るため、「工事の平準化及びウィークリースタンスの推進について（令和３年６月８日付発管第415号副市長通知）」に基づき、受発注者双方でウィークリースタンス等の労働環境の改善に向けた取組を実施すること。

⑪（熱中症対策）　熱中症対策について https://www.pref.tottori.lg.jp/291941.htm に掲載の熱中症予防対策資料を参考に熱中症予防対策を実施すること。

また、気象庁から高温注意報（最高気温35℃以上が予想される場合）が発表された日においては、作業の中断、作業時間の短縮を行うか、十分な水分、塩分の摂取のほか休憩場所の整備及び十分な休憩時間を確保するなどの熱中症予防対策を確実に実施したうえで作業を行うこと。

現　場　説　明　書

特記事項５

その他

⑫（現場管理費補正）　本工事は、熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領（令和元年6月12日付第201900066875号鳥取県県土整備部長通知）の対象工事である。
熱中症対策に資する現場管理費補正の適用を希望する場合は、https://www.pref.tottori.lg.jp/285759.htmに掲載された本工事調達公告日時点で最新の同要領の規定に従い、工事着手前に提出する施工計画書に、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載すること。計測結果は施工計画書に基づき，計測結果の資料を工期末の14 日前までに提出すること。

~~⑬（日本芝生産地への配慮）　日本芝の生産に配慮した植生工について（令和2年2月27日付第201900299342号県土整備部長通知）に基づき、日本芝を生産するほ場と、その前後も含めたほ場に隣接する法面においては、植生工にバミューダグラスの使用を禁止する。~~
~~ア　〔張芝工・筋芝工〕は、日本芝の〔野芝・高麗芝〕を使用すること。~~
~~イ　〔植生基材吹付工・客土吹付工・種子散布工・枠内吹付工〕に使用する種子に「バミューダグラス」は使用しないこと。配合種子は監督員と協議のうえ決定すること。~~
~~ウ　〔わら芝工・植生シート工・植生マット工〕に使用する種子に「バミューダグラス」は使用しないこと。バミューダグラスの代替えの種子として○○を使用し、材料費として1㎡2当り　　円を見込んでいる。~~

~~⑭（土石流の発生・到達するおそれのある現場での工事）　本工事は、労働安全衛生規則第２編第12章「土石流による危険の防止」に定める、土石流が発生するおそれのある現場において行う工事である。~~
~~安全対策について、https://www.pref.tottori.lg.jp/295476.htmに掲載の「土石流の発生・到達するおそれのある現場での工事おける安全対策について」に基づいて実施すること。~~

~~⑮（標示板の設置）　「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」に基づく工事の場合は、標示板の工事種類について「国土強靭化対策工事（５か年加速化対策）」と標記すること。~~
~~標示板の記載及び記載内容については、道路・河川工事現場における標示施設の設置の徹底について（令和３年６月１日付け　国土交通省大臣官房技術調査課建設システム管理企画室長　事務連絡）を参考にすること。~~

⑯（下請契約等）下請契約を締結する場合は、最新の鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針（https://www.pref.tottori.lg.jp/211686.htm）に基づき、適正な下請契約とすること。
また、適切な賃金水準の確保と社会保険等への加入の徹底に努めること。
（https://www.pref.tottori.lg.jp/item/873746.htm#itemid873746　参照）

⑰（中東情勢の変化に伴う建設資材の設計変更）　本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下「調達検討資材」という。）の調達に必要となる経費について設計変更の対象工事である。
設計変更を希望する場合は、調達公告時点で最新の中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更要領（https://www.pref.tottori.lg.jp/117322.htm）に基づき、監督員と協議すること。
~~本工事における調達検討資材は下表を想定している。なお、これにより難い場合は、監督員と協議すること。~~

~~調達検討資材~~

~~資材名~~	~~規格~~	~~設計数量~~	~~単価適用年月~~
~~塩化ビニル管~~	~~φ○○mm~~	~~○○m~~	~~R○．○~~
~~塗料用シンナー~~	~~○○用シンナー~~	~~○○L~~	~~R○．○~~

~~※工事内容に応じて調達検討資材を記載すること~~

漁協との調整

~~①天神川漁協との協議対象工事~~
~~ア　工事に係る留意事項~~
~~本工事は、天神川水系で行うものであり、天神川漁協との協議対象工事である。施工にあたっては、別紙「天神川水系での工事に係る留意事項」を参照し、濁水防止対策及び天神川漁協との連絡調整を徹底すること。~~
~~イ　河川環境等に配慮した工事の施工~~
~~工事の実施に当たっては、河川環境や魚類等の保全に配慮した施工を心懸けること。~~
~~ウ　工事調整済証の掲示~~
~~天神川漁協との調整後に配布する「工事調整済証」を工事現場に掲示すること。~~
~~エ　河川内の石の取り扱いに係る留意点~~
~~河川内にある自然石を石積等の工事に利用する場合は、監督員と協議し指示を受けること。~~
~~河床に岩盤等が露頭した場合は、速やかに監督員に報告し、対策について協議すること。~~
~~河床復旧の際には、別に定める「現地立会確認書」により工法等について現地協議を行うこと。~~
~~オ　河川維持工事（伐開等）における留意点~~
~~河川内で伐開した草木等は、刈り取り後その日のうちに集積し、下流に流出しないような対策を行うこと。また、伐開後に河川が増水すると見込まれる場合には、前日までに流出防止ネット等を清掃しておくとともに、河川内に残っている草木等は河川外に搬出しておく等下流へ流失しないよう対策を行うこと。なお、梅雨、風等で河川が急激に増水する恐れがある場合は、流出防止ネットの取り扱いについて監督員と協議すること。~~

※　明示する項目を____部分に記入又は追記し、不要部分は――で削除して使用すること。

内　訳　書

総 括 情 報 表

事務所	56 倉吉市
設計書名	設計書　　当初　　08-******-81014-10
変更回数	0
事業名	
適用単価区分	1　実施単価
適用単価地区	17 倉吉市
単価適用日	00-08.10.10(0)
諸経費体系	1　公共
ファイル名	

	当　世　代	前　世　代		当　世　代	前　世　代
工種	13　道路維持				
現場環境改善費	00　率計上しない				
施工地域	13　一般交通影響有り(2)				
契約保証区分	01　金銭保証（０．０４%）				
豪雪割増	01　豪雪割増あり				
工期算定区分	02　算出しない				
週休二日補正係数	01　週休二日補正なし				

本工事費　内訳書

費目・工種・施工名称など	数　量	単　位	単　価	金　額	備　考
本工事費					X1000
道路維持		一式			Y1G01　(ﾚﾍﾞﾙ1)
取水施設点検					Y2999　(ﾚﾍﾞﾙ2)
ポンプ及び電気設備点検・調整 散水消雪施設の維持管理歩掛資料準用5-1	2	箇所			V0001　00 単第0 -0001 表　081010
ポンプ室内及び水槽清掃 散水消雪施設の維持管理歩掛資料準用4-2	1	箇所			V0002　00 単第0 -0002 表　081010
散水施設点検					Y2999　(ﾚﾍﾞﾙ2)
消雪パイプ点検・調整 散水消雪施設の維持管理歩掛資料準用4-1	1,780	m			V0003　00 単第0 -0003 表　081010
取水準備工					Y2999　(ﾚﾍﾞﾙ2)
取水施設・取水路の土砂撤去	1	箇所			V0004　00 単第0 -0005 表　081010

本工事費　内訳書

費目・工種・施工名称など	数　量	単　位	単　価	金　額	備　考
取水槽の土砂撤去	1	箇所			V0005　00 単第0 -0006　表　081010
路面清掃工					Y2999　(ﾚﾍﾞﾙ2)
路面清掃車運転 ブラシ式　フロントリフトダンプ2.2m3級 １回２時間(４回分)	8	時間			S9380　00 A=1 単第0 -0007　表　081010
安全費					Y2999　(ﾚﾍﾞﾙ2)
交通誘導警備員Ｂ	8	人			R0369　00 081010 1
＊＊直接工事費＊＊					
共通仮設費					
＊＊共通仮設費計＊＊					
＊＊純工事費＊＊					

本工事費　内訳書

費目・工種・施工名称など	数　量	単　位	単　価	金　額	備　考
現場管理費					
＊＊工事原価＊＊					
一般管理費率分					
契約保証費					
一般管理費計					
＊＊工事価格＊＊					
＊＊消費税相当額＊＊					
＊＊工事費計＊＊					

ポンプ及び電気設備点検・調整　　V0001

施工単価表

単第0 -0001　表

散水消雪施設の維持管理歩掛資料準用5-1　　6　箇所　当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
土木一般世話役	1.1	人			RTPC00009 1
電工	1.5	人			R0090 1
配管工	0.2	人			RTPC00022 1
普通作業員	0.7	人			RTPC00002 1
ライトバン ガソリンエンジン・四輪駆動 乗車定員5名排気量1.5L	8	時間			M1200227
雑材料	5	%			#01
＊＊＊　合計　＊＊＊	6	箇所			
＊＊＊　単位当たり　＊＊＊	1	箇所			

施 工 単 価 表

ポンプ室内及び水槽清掃　　V0002　　単第0 -0002　表

散水消雪施設の維持管理歩掛資料準用4-2　　7　箇所　当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
土木一般世話役	0.2	人			RTPC00009 1
特殊作業員	0.5	人			RTPC00001 1
普通作業員	2.0	人			RTPC00002 1
ライトバン ガソリンエンジン・四輪駆動 乗車定員5名排気量1.5L	8	時間			M1200227
雑材料	5	%			#01 1
＊＊＊　合計　＊＊＊	7	箇所			
＊＊＊　単位当たり　＊＊＊	1	箇所			

施 工 単 価 表

消雪パイプ点検・調整　　V0003　　単第0 -0003　表

散水消雪施設の維持管理歩掛資料準用4-1　　1,250　m　当り

名　称　・　規　格　な　ど	数　量	単　位	単　価	金　額	備　考
土木一般世話役	1.2	人			RTPC00009 1
特殊作業員	2.3	人			RTPC00001 1
配管工	0.9	人			RTPC00022 1
普通作業員	5.2	人			RTPC00002 1
ライトバン ガソリンエンジン・四輪駆動 乗車定員5名排気量1.5L	8	時間			M1200227
中小型トラック(ダブルキャブ) ディーゼルエンジン駆動 乗車定員6名最大積載量1250kg	8	時間			M1200219
発動発電機運転（賃料） ガソリン　3kVA 普通型	1	日			S9864　単第0-0004　表
ガソリン レギュラー　スタンド	3.8	L			TTPC00014
雑材料	5	%			#01
＊＊＊　合計　＊＊＊	1,250	m			
＊＊＊　単位当たり　＊＊＊	1	m			

施工単価表

発動発電機運転（賃料）　S9864　単第0 -0004　表

ガソリン　3kVA　普通型　1　日　当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
ガソリン レギュラー　スタンド	3.8	L			TTPC00014
<賃>発動発電機(ガソリン発電機) 出力3kVA	1.00	供用日			KTPC00042
＊＊＊　単位当たり　＊＊＊	1	日			
A=19　ガソリン　3kVA C=1　発動発電機賃料数量			B=3.8　日当り燃料消費量 D=1　普通型		

取水施設・取水路の土砂撤去　V0004

施 工 単 価 表

単第0 -0005 表

1 箇所 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
土木一般世話役	0.25	人			RTPC00009
普通作業員	2.5	人			RTPC00002
＊＊＊ 単位当たり ＊＊＊	1	箇所			

取水槽の土砂撤去　V0005

施工単価表

単第0 -0006 表

1 箇所 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
土木一般世話役	0.25	人			RTPC00009
普通作業員	1.5	人			RTPC00002
＊＊＊　単位当たり　＊＊＊	1	箇所			

施 工 単 価 表

路面清掃車運転　S9380　単第0 -0007　表

ブラシ式　フロントリフトダンプ2.2m3級　１回２時間(４回分)　1　時間　当り

名　称　・　規　格　な　ど	数　量	単　位	単　価	金　額	備　考
特殊運転手	0.13	人			RTPC00006 1/7.6
普通作業員	0.13	人			RTPC00002 1/7.6
軽油 小型ローリー（パトロール給油）	9.50	L			TTPC00013
路面清掃車 ブラシ・三輪式 ホッパ収集容量2.2m3	1	時間			M2108
諸雑費	1	一式			#91
＊＊＊　単位当たり　＊＊＊	1	時間			
A=1　ブラシ式　フロントリフトダンプ2.2m3級					
運転日当り運転時間 T = 7.6 (h/日) 燃料消費量 (時間当り) = 146.000 (kW) × 0.065 (燃料消費率) = 9.500 (L／時間)					

数 量 総 括 表

数 量 総 括 表

費 目	工 種	種 別	細 別	規 格	単位	数 量	摘 要
	融雪施設管理点検						
		取水施設点検	ポンプ及び電気設備点検・調整		箇所	2	
			ポンプ室内及び水槽清掃		箇所	1	
		散水施設点検	消雪パイプ点検・調整		m	1,780	(倉吉分＋関金分)
		取水準備工	取水施設・取水路の土砂撤去		箇所	1	
			取水槽の土砂撤去		箇所	1	
		路面清掃	路面清掃車運転	市道和田東町井手畑線	時間	8	1回2時間 (月1回　4ヶ月分)
		安全費		交通誘導員B	人	8	

位置図・図面

散水施設延長　L=1,020m

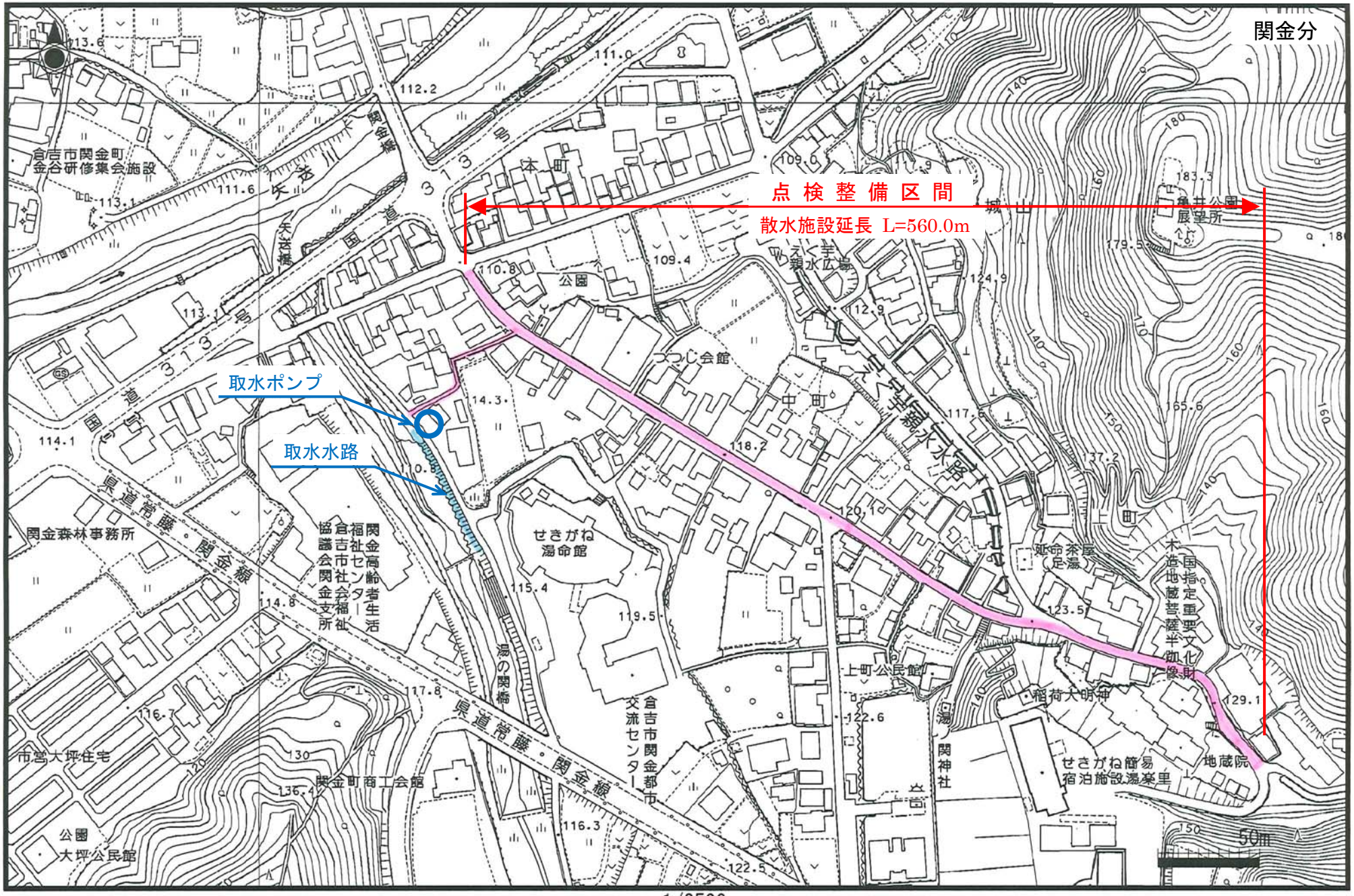
散水施設延長　L=140m

散水施設延長　L=60m

ポンプ施設

湯梨浜町

融雪装置位置図



1/2500